

欧州連合司法裁判所、並行輸入における商品へのラベルの追加と
EU商標の権利行使（消尽）について予備的判決を下す

2018年5月22日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、5月17日、欧州連合（EU）域内における並行輸入とEU商標の権利行使（消尽）に関し、ドイツ連邦通常裁判所（BGH : Bundesgerichtshof. 通常裁判権¹の最高裁判所に相当）がEU商標に関するEU規則（EC 207/2009）第13条第2項²の解釈についてCJEUに質問を付託していた事件（C-642/16）について、予備的判決を下した。この判決によれば、並行輸入業者が、EU域内で購入した医療用品に並行輸入業者の情報を表示するラベルを追加して並行輸入販売する場合、その追加ラベルの内容、機能、サイズ、表示、ラベルの付された場所を考慮し、当該医療用品の出所を害するリスクを生じさせないようであれば、当該医療用品に係るEU商標権者は、当該並行業者の販売に対して、EU商標を権利行使して販売を差し止めることはできない旨判示した。

EU規則（EC 207/2009）には、EU域内における並行輸入に対する商標の権利行使は原則として認められない旨定められている一方（同規則第13条第1項）、並行輸入品を販売する際の「再包装（repackaging）」によって商品の状態が変化または損なわれた等といった正当な理由がある場合、権利行使が可能である旨規定されている（同規則第13条第2項）³。

このため、EU域内において並行輸入品を再包装して販売する場合、どのような場合であれば、再包装によって商品の状態が変化または損なわれた等といった正当な理由があるとしてEU商標の権利行使が可能となるのか、重要な問題であったところ、CJEUは、EU域内における再包装された医薬品の並行輸入問題につき、5要件（並行輸入業者は、再包装医薬品を並行輸入販売する前に、あらかじめ市場化の意図を商標権者に通知すること等）を満たさない場合にはEU商標の権利行使が可能であることを、判例で示してきた⁴。

¹ 通常の民事及び刑事に関する事件を扱う裁判権。これ以外に、行政事件を扱う行政裁判権等がある。

² 本規定は旧法下のものであり、現EU規則（EU）2017/1001の第15条第2項が同様の規定。

³ 旧EU商標指令（89/104/EEC）第7条及び現EU商標指令（（EU）2015/2436）第15条も同様の規定。

⁴ 判例として、例えば、以下参照：

・ *Bristol-Myers Squibb and Others* (11 July 1996)(C-427/93, C-429/93, C-436/93, EU:C:1996:282)

・ *Boehringer Ingelheim and Others* (23 April 2002)(C-143/00, EU:C:2002:246)

・ *Boehringer Ingelheim and Others* (26 April 2007)(C-348/04, EU:C:2007:249)

また、5要件の概要としては、(1)商標権を行使して再包装商品の販売を認めないことがEU加盟国間での人為的な市場分割をもたらすこと（再包装の必要性）、(2)商品の再包装が、製品の元の状況に対して影響を与え得ないこと、(3)商品を再包装した業者名及び商品の製造業者名が、再包装に明確に示されていること、(4)再包装された商品の表示が商標や商標権者の名声を害さないものであること、(5)並行輸入者が、再包装商品を並行輸入品として販売する前に、あらかじめ市場化の意図を商標権者に通知すること、及び、求めに応じて、商標権者に対して再包装した並行輸入品を商標権者に提供すること

本件では、並行輸入業者 Junek Europ-Vertrieb 社（以下、Junek 社）が、オーストリアで購入した医療用品に、並行輸入業者の情報を示すラベルを当該医療用品の隅の余白スペースに追加した上で、当該医療用品を製造する業者 Lohmann & Rauscher International 社（以下、Lohmann 社）に並行輸入販売することをあらかじめ通知することなく（※上記 5 要件を満たすことなく）、ドイツにて並行輸入販売をしたところ、CJEU によれば、当該医療用品は、ラベルの追加以外に何も包装に影響は与えられておらず、そもそも「再包装（repackaging）」には該当しないとした上で、当該医療用品が一度開封されたわけでもなく、単に並行輸入業者の情報をラベルとして追加したというだけで、EU 商標の権利行使を認めるに足る正当な理由があるとはいえない等と示した。

したがって、CJEU によるこの予備的判決によれば、並行輸入業者の情報を表示するラベルを医療用品に追加して EU 域内にて並行輸入を行う際、その追加ラベルの内容、機能、サイズ、表示、ラベルの付された場所によって当該医療用品の出所を害するリスクを生じさせない態様であれば、EU 商標権者による権利行使は認められない（権利は消尽）ことが明確になったと考えられる。

なお、本件の概要は、以下のとおりである。

<本件の概要>

本件では、並行輸入業者 Junek 社が、Lohmann 社が製造してオーストリアで販売した（医薬品ではなく）医療用品を購入し、並行輸入業者の情報を示すラベルを当該医療用品の隅の余白スペースに追加した上で、並行輸入品としてドイツ国内で販売していた。なお、Junek 社は、並行輸入販売をドイツで始める前に Lohmann 社にその旨あらかじめ通知することや、並行輸入販売商品の見本を Lohmann 社に対してあらかじめ提供すること等は行っていなかった。

Lohmann 社は、Junek 社による並行輸入販売は商標権侵害であると主張してデュッセルドルフ地方裁判所に提訴し、同地方裁判所は原告 Lohmann 社の主張を認めた。Junek 社はデュッセルドルフ高等裁判所に上訴したが、当該上訴は棄却されたため、Junek 社はドイツ連邦通常裁判所へ上訴した。

ドイツ連邦通常裁判所によれば、本件は、EU 規則（EC 207/2009）第 13 条第 2 項の解釈の問題であり、この解釈の問題とは、すなわち、CJEU が判例に基づいてこれまで示した上記 5 要件とはあくまで「医薬品」の再包装に係る並行輸入に対する EU 商標の権利行使可否に関するものであるところ、本件のように（医薬品ではなく）医療用品の再包装に係る並行輸入に対しても当該 5 要件（判例）が同様に適用されるのかどうか、という法律問題であるとして、CJEU に対し、以下の質問を付託した。

【付託質問（概要）】

EU 商標に関する EU 規則（EC 207/2009）第 13 条第 2 項の解釈として、並行輸入業者が、EU 域内で販売されていた医療用品にラベルを追加して EU 域内にて並行輸入販売を行った際、CJEU のこれまでの判例で示された上記 5 要件が満たされなかった場合、当該医療用品に係る EU 商標権者は、当該並行輸入業者に対して EU 商標を権利行使し、販売を差し止めることが可能であると解釈しなければならないのか。

上記質問の付託を受けた CJEU は、そもそも、並行輸入販売された医療用品には、並行輸入業者の情報を表示する追加ラベルが付されたところ、当該医療用品は、このラベルの追加以外に何も包装に影響は与えられておらず、そもそも「再包装（repackaging）」には該当しないとした上で、当該医療用品が一度開封されたわけでもなく、単に並行輸入業者の情報をラベルとして追加したというだけで、EU 商標の権利行使を認めるに足る正当な理由があるとはいえない等と示した。そして、CJEU は、付託された質問に対し、以下のとおり回答した。

【付託質問に対する回答（概要）】

EU 商標に関する EU 規則（EC 207/2009）第 13 条第 2 項を解釈するに当たっては、並行輸入業者が、EU 域内で購入した医療用品に並行輸入業者の情報を表示するラベルを追加して並行輸入販売する場合、その追加ラベルの内容、機能、サイズ、表示、ラベルの付された場所を考慮し、当該医療用品の出所を害するリスクを生じさせないようにであれば、当該医療用品に係る EU 商標権者は、当該並行業者の販売に対し、EU 商標を権利行使して販売を差し止めることはできないという趣旨で解釈されなければならない。

<参考：EU 規則（EC 207/2009）第 13 条（日本語仮訳）>

第 13 条 EU 商標により付与される権利の消尽

- (1) EU 商標は、その所有者により又はその同意を得てその商標の下に欧州経済域において市販された商品について、その商標の使用を禁止する権利をその所有者に与えるものではない。
- (2) 所有者が商品を更に市場に出すことに対し反対する合法的な理由がある場合、特に、商品が市販された後に、商品の状態が変更され又は損なわれた場合は、(1)は適用されない。

（出典：以下の日本国特許庁ウェブサイトによる日本語仮訳）

－ CJEU の判決文及び EU 規則（EC 207/2009）の日本語仮訳は、それぞれ以下参照 ー
[JUDGMENT OF THE COURT \(Fifth Chamber\)](#)

[欧州理事会規則（No.207/2009）（※日本国特許庁による日本語仮訳）](#)

－ 並行輸入に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー

[欧州連合司法裁判所，並行輸入品を販売する際の再包装業者の記載要件を明確化（2011年7月31日）（PDF）](#)

（以上）